

## 公共工事の中間前金払に関する「Q&A」

Q 1 中間前金払とはどのようなものですか？

A 1 建設工事では、契約金額の10分の4を超えない範囲内において前金払として支払を行っておりますが、施工の中間時期に10分の2を超えない範囲内において追加して支払う前金払のことを中間前金払といいます。

Q 2 中間前金払の対象工事は何ですか？

A 2 当初の契約金額が1件130万円超の建設工事（土木、建築に関する工事）が対象です。ただし、当初の前金払を受領していることが必要です。

Q 3 中間前金払制度のメリットは何ですか？

A 3 「内払い」に比べ、請負者及び発注者双方の事務を大幅に省力化することができます。内払いの場合は、出来高の検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため内払いに比べ、検査等にかかる時間が大幅に節約され、工事の進捗への影響が少なくなります。

Q 4 中間前金払が請求できる条件は何ですか？

A 4 公共工事に要する経費のうち、契約金額が130万円超の土木建築に関する工事であって、前金払に追加して行うもので、次の各号に掲げるものを満たしているものとします。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。（出来高が50パーセント以上であること。）

Q 5 実際の工事出来高が予定出来高を下回っている場合でも、中間前金払いを請求することができますか？

A 5 請求はできます。

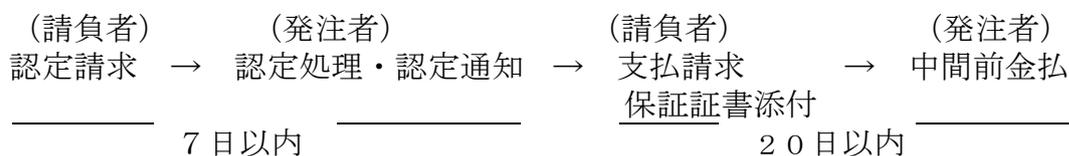
中間前金払の認定条件は、「工期の2分の1を経過し、かつ、概ね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも契約金額の2分の1以上になったとき」ですので、予定出来高の消化状況に関係なく認定請求することができます。

Q 6 中間前金払の認定に必要な書類はどのようなものですか？

A 6 「中間前金払認定請求書」に工事履行報告書及び工程表を添付して契約検査課に提出して下さい。

Q 7 中間前金払の支払いまでの期間はどれくらいですか？

- A 7 中間前金払にかかる認定請求があった場合、直ちに調査し認定を行い通知します。この認定請求から通知を行うまでの期間は、概ね7日以内とします。
- また、中間前金払は、支払請求書及び保証証書を受領した日から、20日以内に支払いを行います。



- Q 8 請負契約が変更(増額・減額・工事延長)された場合、中間前金払はどうなりますか？

- A 8 中間前金払の割合は、契約金額の10分の2を超えない範囲内であり、地方自治法施行令附則第7条の規定により、当初の前金払との合計が10分の6を超えることはできません。これらを踏まえ、下記の例を参照ください。

■増額変更の場合① (当初の前金払) → (増額変更) → (中間前金払)

請負金額 1,000 万円 増額変更 100 万円 前払金 400 万円

$$\begin{aligned}
 & 11,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 11,000,000 \text{ 円} \times 20\% \\
 & = 6,600,000 \text{ 円} - 4,000,000 \text{ 円} > 2,200,000 \text{ 円} \\
 & = 2,600,000 \text{ 円} > 2,200,000 \text{ 円} \\
 & \text{中間前払金請求可能額} = 2,200,000 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

■減額変更の場合 (当初の前金払) → (減額変更) → (中間前金払)

請負金額 1,000 万円 減額変更 100 万円 前払金 400 万円

$$\begin{aligned}
 & 9,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 9,000,000 \text{ 円} \times 20\% \\
 & = 5,400,000 \text{ 円} - 4,000,000 \text{ 円} < 1,800,000 \text{ 円} \\
 & = 1,400,000 \text{ 円} < 1,800,000 \text{ 円} \\
 & \text{中間前払金請求可能額} = 1,400,000 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

- Q 9 「内払い」との関係はどうなりますか。

- A 9 内払いと中間前金払は併用することは可能となりますが、中間前金払制度のメリットを活用するため、中間前金払を優先することとし、請負者と発注者が協議の上、内払いも請求可能とします。
- なお、内払いは従前の取扱いと同様です。